

村融資制度の利用に伴う信用保証料、償還利子を補助します

村内中小企業者の経営合理化を促進し、経営の安定を図るため、西郷村中小企業経営合理化資金融資制度(以下、「村融資制度」)を利用した資金借入に対して信用保証料及び償還利子の一部を補助します。

「信用保証料」の補助

▶ 対象要件

- ①4月1日から翌年3月31日までの間に村融資制度に基づき融資を受けた方
- ②村税に滞納がないこと

▶ 補助額

福島県信用保証協会に支払った保証料の3分の2以内

▶ 申請手続き

融資を受けた金融機関へ補助金交付申請書を提出してください。

- ・ 4～9月の間に融資を受けた方…10月頃に金融機関から案内があります。
- ・ 10～3月の間に融資を受けた方…3月頃に金融機関から案内があります。



「償還利子」の補助

▶ 対象要件

- ①村融資制度に基づき融資を受けた方
- ②村税に滞納がないこと

▶ 補助額

4月1日から翌年3月31日までの間に支払った償還利子1%以内

▶ 申請手続き

融資を受けた金融機関へ補助金交付申請書を提出してください。

- ・ 3月頃に金融機関から案内があります。



■ 問い合わせ先 西郷村役場 産業振興課 商工係
〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
電話: 0248-25-1116 メール: shoukou@vill.nishigo.lg.jp